

第 1 1 回「山の日」全国大会実施計画案策定等業務委託 仕様書

本仕様書は、第 1 1 回「山の日」全国大会実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が発注する第 1 1 回「山の日」全国大会実施計画案策定等業務委託（以下、「本業務委託」という。）を受注する者（以下、「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務名

第 1 1 回「山の日」全国大会実施計画案策定等業務委託

2 委託業務の目的

本業務は、令和 9 年 8 月に香川県で第 1 1 回「山の日」全国大会（以下、「全国大会」という。）を開催するにあたり、第 1 1 回「山の日」全国大会実施計画骨子を踏まえ、記念式典等の行事内容や広報活動計画等を盛り込んだ実施計画案を策定し、加えて、大会関連情報を広く周知するための大会公式ホームページおよび香川の山や自然、観光資源等の魅力をアピールするための P R 動画を作成するなど、令和 8 年度における大会の広報活動業務を行うことを目的とする。

3 委託料

上限額 6,200,000 円（消費税および地方消費税を含む。）

4 委託期間

委託締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

5 委託業務

5-1 実施計画案策定業務

次に示す項目を含む実施計画案を令和 9 年 1 月 29 日（金）までに作成するとともに、実行委員会に対して関連する提案を行うこと。なお、中間報告として、令和 8 年 12 月 11 日（金）までに実施計画案のたたき台を提出すること。

【実施計画案作成に係る留意事項】

実施計画案は、別紙 4「実行委員会設立趣意書」および別紙 2「第 1 1 回「山の日」全国大会実施計画骨子」に基づく実施可能な内容とし、プロポーザルによる提案内容および実行委員会の意見を踏まえながら策定するものとする。

①歓迎レセプション行事計画

- （ア）コンセプト、演出計画、プログラム、スタッフ配置計画の作成
- （イ）出演候補者の提案、出演事前交渉・調整
- （ウ）提供メニュー（料理、飲み物）の検討・調整
- （エ）会場計画（招待者、出演者等の動線計画、装飾、図面等）

[留意点]

- ・会場は実行委員会が予約している J R ホテルクレメント高松「飛天」を想定すること。
- ・参加者は 150～200 名を想定すること。
- ・香川の山々や瀬戸内海が育んだ実り豊かな食の恵みでおもてなしをし、香川の魅力を満喫していただく機会とすること。
- ・アトラクションの内容については、上記【実施計画案作成に係る留意事項】に基づき計画し、香川県の魅力をアピールし、香川県らしさを表現したものとする。
- ・料理や飲み物は、予算の範囲内で可能な限り香川県産のものをふるまうこと。

②記念式典行事計画

- (ア) 各行事のコンセプト、演出計画、プログラム、スタッフ配置計画の作成
- (イ) 出演候補者の提案、出演事前交渉・調整
- (ウ) 会場計画（招待者、一般参加者、出演者等の動線計画、装飾、図面等）

[留意点]

- ・会場は実行委員会が予約しているサンポートホール高松「大ホール」とすること。
- ・参加者は 700～1,000 名を想定すること。
- ・記念式典等の時間は 2 時間～2 時間 30 分程度とすること。
- ・記念式典では、「山の日」全国大会開催基準要綱（公益財団法人全国山の日協議会）において行うこととされている項目（開会のことば、国旗掲揚、山鐘（「さんしょう」と読み、大会の開幕と閉幕を告げるものとして鐘をつくこと。）、国歌斉唱、山の日の歌の合唱・演奏、山の日帽の引き継ぎ、閉会のことば）を実施すること。
- ・加えて、プログラムは香川県の山の魅力や恵みを広く発信する内容とし、かがわヒノキやどんぐり銀行といった香川独自の取組みの普及啓発に関する事項を盛り込むこと。（特にどんぐり銀行については、山の日記念の新通帳をお披露目することとし、来場者を歓迎フェスティバルに出展予定の臨時支店へ誘導する工夫をもたらすこと。）
- ・小中学生など未来を担う子ども達による演出を盛り込むこと。
- ・式典のなかでトークイベントを開催することとし、パネラーには集客の核となるような著名人および（公財）全国山の日協議会が任命する山の日アンバサダーを採用すること。
- ・講演等を行う出演候補者は、山や自然、森林・林業、森林空間活用等に造詣が深く、かつ香川県または高松市にゆかりがある者を選定すること。
- ・その他の出演候補者は、できるだけ香川県または高松市にゆかりがある者を選定すること。
- ・記念式典のアトラクション等の内容については、上記【実施計画案作成に係る留意事項】に基づき計画し、香川県らしさを表現したものとする。

③歓迎フェスティバル行事計画

- (ア) コンセプト、演出計画、プログラム、スタッフ配置計画の作成
- (イ) 出演・出展候補者の提案、出演・出展事前交渉・調整
- (ウ) 会場計画（来場者の動線計画、出演・出展者の配置計画、装飾、図面等）

[留意点]

- ・会場は実行委員会が予約しているシンボルトワー「デックスガレリア」「ホール棟 1 階展示場」およびサンポート高松「多目的広場」とすること。
- ・来場者は 1,500 人程度を想定すること。
- ・次世代を担う子どもを中心に、来場いただく方々が楽しく自然を体験し、山や森林に親しむことができるようなイベントとすること。
- ・アウトドアや自然体験プログラムを提供する企業・団体と連携し、ワークショップや体験コーナーを中心としたイベントとすること。
- ・開催地の P R、山の諸課題・対応策に係る展示・ミニ講演、体験・工作、飲食、特産品販売等を内容とした計画とすること。
- ・どんぐり銀行の香川大会記念通帳の交付手続きを行うブースを設けること。
- ・特設ブースの設置やステージイベントなど、日本全国に存在する「ご当地富士山」の紹介等を行う催しを提案すること。
- ・開催地となる香川県、高松市それぞれの魅力や観光資源等を活かし、特色あるコンセプトを設けること。
- ・猛暑が予想されるため、開催時間の検討も含め熱中症対策を十分に行うこと（日陰や休憩スペース、スポットクーラー等の設置 など）。

④オプションルツアー行事計画

- (ア) コンセプト、プログラム、運営計画の作成

[留意点]

- ・記念式典等の参加者を対象とし、令和 9 年 8 月 9 日（月）～8 月 11 日（水・祝）の期間において香川県内の山や自然、観光地等を巡るツアーを複数計画すること。
- ・子どもを含めたファミリー層が参加しやすい工夫をすること。
- ・上記以外の日程も可とする。
- ・参加者は各 30～40 名を想定すること。

⑤記念イベント行事計画

- (ア) 別途、実行委員会が作成するため、作成不要とする。ただし、受託者が実施計画案等の成果品を作成する際に、実行委員会より提供する計画を受託者が成果品にその内容を反映させること。

- (イ) 記念品の計画の作成

[記念イベントの概要]

- ・令和 9 年 3 月から 11 月にかけて、県内各地で実施する。
- ・「山の日」全国大会を契機に、イベントを通じて県内の山々の美しさを再発見する機会とする。

- ・子どもを含めたファミリー層が参加しやすいイベントとする。
- ・大会に向けた機運の醸成が図れるように実施する。

⑥トレイルウォーク（記念登山）行事計画

（ア）別途、実行委員会が作成するため、作成不要とする。ただし、受託者が実施計画案等の成果品を作成する際に、実行委員会より提供する計画を受託者が成果品にその内容を反映させること。

（イ）記念品の計画の作成

[トレイルウォーク（記念登山）の概要]

- ・令和9年3月から11月にかけて、県内各地で実施する。
- ・「山の日」全国大会を契機に、多くの方々に香川の山と自然の豊かさを体験していただき、山への親しみを感じてもらう機会とする。
- ・子どもを含めたファミリー層が参加しやすいイベントとする。
- ・大会に向けた機運の醸成が図れるように実施する。

⑦関連イベント行事計画

（ア）別途、実行委員会が作成するため、作成不要とする。ただし、受託者が実施計画案等の成果品を作成する際に、実行委員会より提供する計画を受託者が成果品にその内容を反映させること。

（イ）記念品の計画の作成

[関連イベントの概要]

- ・令和9年3月から12月にかけて、県内各地で実施する。
- ・県や市町、団体等が開催する山や自然に親しむ行事とする。
- ・子どもを含めたファミリー層が参加しやすいイベントとする。
- ・参加者は原則として1イベント1日30～40名を想定する。

⑧キックオフイベント行事計画

（ア）別途、実行委員会が作成するため、作成不要とする。ただし、受託者が実施計画案等の成果品を作成する際に、実行委員会より提供する計画を受託者が成果品にその内容を反映させること。

（イ）記念品の計画の作成

[キックオフイベントの概要]

- ・令和9年3月に実施予定。
- ・大会開催に向け、主に県民へ周知・広報を行うことで機運醸成を図る。
- ・子どもを含めたファミリー層が参加しやすいイベントとする。

⑨広報活動計画

（ア）各種メディアを有効活用した費用対効果の高い広報計画、スケジュール案の作成

[留意点]

- ・令和9年4月から8月の広報計画を作成すること。

- ・WEB（SNS）広告、テレビCM、新聞広告、雑誌掲載など具体的な媒体等、県内外に広く情報発信を図るための手段を示すこと。
- ・本業務委託で制作する大会公式ホームページ、香川県の山や自然等のPR映像を活用することも可能とする。

⑩宿泊計画

- （ア）歓迎レセプション、記念式典の招待者の宿泊計画の作成
- （イ）歓迎レセプション、記念式典および歓迎フェスティバル出演者の宿泊計画の作成

[留意点]

- ・宿泊者は80名程度を想定する。
- ・実行委員会にてJRホテルクレメント高松（スタンダードシングル）を60室、JRクレメントイン高松（シングル）を20室確保済み。
- ・必要に応じて上記以外の室および他のホテルを別途確保すること。

⑪輸送・駐車場計画

- （ア）歓迎レセプション参加者の駐車場計画の作成
- （イ）記念式典等および歓迎フェスティバル参加者、来場者の駐車場計画の作成
- （ウ）歓迎レセプション、記念式典等および歓迎フェスティバル出演者の駐車場計画の作成

[留意点]

- ・駐車場は原則として各会場の駐車場を利用するものとするが、他の場所で駐車場を別途確保した上で参加者を会場までバス等で輸送するパークアンドライドも検討すること。

⑫実施・運営計画

- （ア）実施・運営体制（人員配置、役割分担、社外の協力体制等）
- （イ）医療・衛生計画の作成
- （ウ）消防・防災計画の作成
- （エ）危機管理計画の作成
- （オ）警備計画の作成
- （カ）荒天時（台風含む）計画の作成
- （キ）リハーサル（事前研修を含む。）計画の作成

[留意点]

- ・当該計画には実施・運営マニュアルを添付すること

⑬協賛金募集計画

実行委員会が別途作成するため、作成不要とする。ただし、受託者が実施計画案等の成果品を作成する際に、実行委員会より提供する計画を受託者が成果品にその内容を反映させること。

⑭見積書

(ア) 上記①～⑬（実行委員会が別途計画を策定する⑤⑥⑦⑧⑬を除く）の実施計画案を令和9年度に実施・運営する場合に必要な経費の積算内訳の作成

[留意点]

- ・見積金額の総額は、68,000,000円（消費税および地方消費税を含む）と仮定する。
- ・当該見積金額の総額は、本企画提案における仮定の額であり、次年度、本企画運営を実施する際の予算額は、令和9年度香川県等の当初予算編成等において議論されるものであり、現時点では決定していない。
- ・事業の実施・運営にあたり想定される経費を対象とすること（機材、設営・撤去、運営人員、会場費、会場装飾・看板類、印刷物、スタッフ用マニュアル類、出演料、レセプション飲食費、大会報告書制作費、諸経費など）。

⑮留意事項

- (ア) ①から⑬までの実施計画案については、あらかじめ実行委員会に協議し、その同意を得て決定すること。
- (イ) 大会に係る業務を行う他の事業者と連携を図ること。

5-2 大会公式ホームページ作成業務

令和9年8月に開催する全国大会に向けて、記念式典および各種イベント等を発信する特設ホームページを作成・運用し、全国大会に関する情報を広く発信することで、全国大会のPRを図る。

なお、本業務委託期間中における企画、構築および運用・保守業務に要する一切の経費（サイト設計費、サイト構築費、インターネット回線費、データセンター利用料、保守費、企画検討費、企画実施費等）は、委託料に含むものとする。

①業務内容

全国大会関連の取組み等を発信する「全国大会」特設ホームページについて、次のとおり開設・運用すること。

(1) 特設ホームページの開設

- ・次の要件を備える「全国大会」特設ホームページを制作すること。

[全般要件]

- (ア) 利用者の操作性を考慮した簡易で分かり易いユーザインターフェースであること。
- (イ) すべてのページについて、パソコン・スマートフォン・タブレットのいずれの端末で閲覧しても見やすいレスポンスデザイン仕様とすること。
- ・閲覧、利用者の端末機種やソフトウェアの汎用性を考慮し、WEBブラウザは以下のものに対応すること。また、Mac版にも対応すること。
- (ア) Microsoft Edge の契約締結時における最新バージョン

- (イ) Apple Safari の契約締結時における最新バージョン
- (ウ) Mozilla Firefox の契約締結時における最新バージョン
- (エ) Google Chrome の契約締結時における最新バージョン
- (オ) Android 標準ブラウザおよび Mobile Safari に対応すること。
- ・Google、Yahoo 等、主たる検索サイトで「山の日」「山の日全国大会」等の検索ワードにて検索結果上位に表示されるよう必要な対策を講じること。
- ・ウェブアクセシビリティやプライバシーポリシー等については、香川県ホームページのサイトポリシーに準じるものとし、対応する措置を講じること。
- ・サイト名称は実行委員会と協議し決定する。
- ・個人情報の適正な取扱いに関する事項を、セキュリティポリシーとしてサイト上に明記すること。
- ・新規開発によりサイトを構築する。

[コンテンツ要件]

- ・YouTube 等の動画をページ内に埋め込み表示できること。
- ・掲載するコンテンツについては、次の項目を掲載必須とする。(サイトマップ案を参照)
 - (ア) 山の日全国大会 大会概要
 - (イ) お知らせ一覧・詳細 (新着表示対応)
 - (ウ) 記念式典
 - (エ) 歓迎フェスティバル
 - (オ) 記念イベント
 - (カ) トレイルウォーク (記念登山)
 - (キ) 関連イベント
 - (ク) キックオフイベント
 - (ケ) オプショナルツアー
 - (コ) 協賛募集
 - (サ) リンク集 (協賛企業バナーリンク等)
 - (シ) プライバシーポリシー
 - (ス) YouTube 等の動画をページ内に埋め込み表示
 - (セ) その他、受託者の提案により、より「山の日」全国大会をPRするために有効と考えられるコンテンツ (※予算の範囲内で設けることとし必須ではない)

<参考サイト>

- (ア) 第9回「山の日」全国大会 FUKUI 2025
(URL : <https://www.yamanohi.net/kinen2025/>)
- (イ) 第10回「山の日」記念全国大会 岐阜 in 飛騨高山
(URL : <https://yamanohi-gifu-2026.pref.gifu.lg.jp/>)
- ・各コンテンツの掲載時期については、事業の進捗に合わせ、実行委員会の指示に基づき段階的に公開・追加・更新を行うものとする。

<CMS要件>

- ・CMSの導入は必須としない。

- ・CMSを導入しない場合、実行委員会の求めに応じて、適宜、受託者がサイトコンテンツの更新を行うこととし、更新に係る当該年度の費用は本業務委託の費用に含まれるものとする。
- ・CMSを導入する場合、実行委員会が情報の追加・更新を直接かつ容易に行えるよう、必要な箇所にCMSを導入すること。
- ・CMSを導入する場合、サイトにログインするアカウントが必要な場合、管理者がサイトにログインするアカウント（ID、パスワード）を発行して、情報システム機能の利用者を把握し、万一の漏えいなどの事態に備えて、アカウント変更等に対応できるようにすること。
- ・CMSを導入する場合は、CMSを利用する端末の台数やページ数の増加によるライセンス料金が発生しないこと。
- ・CMSの導入に当たっては、次のセキュリティ対策を講じること。
 - （ア）SQLインジェクション対策
 - （イ）OSコマンド（shell）インジェクション対策
 - （ウ）クロスサイト・スクリプティング（XSS）対策
 - （エ）クロスサイト・リクエスト・フォージェリ（CSRF）対策
 - （オ）バッファオーバーフロー対策
 - （カ）パス名パラメータの未チェック／ディレクトリ・トラバーサル対策
 - （キ）セッション管理の不備への対策
 - （ク）HTTPヘッダ・インジェクション対策
 - （ケ）メールヘッダ・インジェクション対策
 - （コ）アクセス制御又は認可制御の欠落への対策
 - （サ）上記以外の脆弱性対策
- ・サプライチェーンの過程において意図せざる変更が加えられないように適切な措置を講じること。

<データセンター要件>

- ・外部のデータセンター（当該データセンターは、日本国内に所在し、当該データセンターの運用事業者は、当該データセンターを対象に、ISO27001 又は同等の認証を取得していること。）に設置されたセキュリティの高いサーバとし、当該サーバは、インターネットと常時接続（100Mbps 以上）していること。
- ・当該サーバは、本システム専用に調達する必要はないが、搭載データ量、データ処理量を考慮したうえで支障なく運用できる仕様とすること。

<環境構築要件>

- ・ドメインについては、新規取得したドメインを利用すること。なお、サーバ手配および証明書の適用は本業務に含めるものとする。
- ・ファイヤーウォールまたはWAFを導入し、外部からの攻撃に対するセキュリティ対策を講じること。
- ・利用者とサーバの間でのデータ受け渡しは、常時HTTPS方式により行うこと。
- ・運用業務に当たりリモートで当該サーバにアクセスする場合は、FTPSやSFTPといった暗号化に対応した方式により行うこと。また、実行委員会が認める固定

I Pアドレス以外からのリモート保守ができないように制限すること。

- ・作成したホームページがインターネット経由で閲覧できるように設定すること。
- ・OS、ミドルウェア等は最新の更新プログラムを適用すること。
- ・アクセス集計システム「Google アナリティクス」を組み込むこと。そのために必要な Google アカウントを取得し、実行委員会に提供すること。
- ・環境構築後に、システムバックアップおよびコンテンツ等のデータのバックアップを行うこと。

<テスト要件>

- ・アクセシビリティの確保に関して目標とする適合レベル：JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA に準拠
 - (ア) 対象範囲
本業務で作成する全てのコンテンツ
 - (イ) 試験の実施
ウェブアクセシビリティ基盤委員会の示す「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づきテストを実施すること（ただし、実行委員会が適用除外として、承認した達成基準は除く）。
 - (ウ) 参考
ウェブアクセシビリティ基盤委員会「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」(URL : <https://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/>)
- ・ウェブアプリケーション脆弱性診断を実施し、本サイトに脆弱性がないことを確認すること。

(2) 特設ホームページの運用

- ・作成したホームページ（本システムを構成する運用サーバ（オペレーティングシステム、ミドルウェア等を含む。）、インターネット接続環境、不正侵入、改ざん防止、サーバ証明書の更新、その他本システムの運用に必要な一切の設備等を含む。）を提供すること。
- ・本サイトの情報の更新（掲載内容の修正、追加等）は、原則として実行委員会の指示に基づき、受託者が迅速かつ正確に実施するものとする。ただし、CMSを導入している場合、実行委員会による直接更新も可能とし、その範囲や権限等は実行委員会と受託者の協議の上で決定するものとする。
- ・次に挙げるホームページの維持管理（セキュリティパッチ等の適用、サーバ証明書の適用）を行うこと。
 - (ア) 運用サーバの動作監視・運用監視、サーバ容量の監視
 - (イ) セキュリティパッチ、更新プログラムの適用
- ・次のとおりバックアップを取得すること。
 - (ア) システムバックアップは、更新プログラム等の適用直後に必ず実施することとし、直近1世代以上を保管すること。なお、システムバックアップは運用サーバとは別の場所に保管すること。
 - (イ) データバックアップは、サーバに保有するホームページを構成するために必要

なデータ(動画データを除く。)を対象にページ更新後に実施し、直近3世代以上を保管すること。

- ・実行委員会からの問い合わせに応じること。
- ・障害時にシステムおよびデータのリストアを行うこと。また、同じ障害等が再発しないように対策を講じること。
- ・システム障害・セキュリティインシデント等が生じた際は、速やかに実行委員会へ報告の上、対応に着手すること。
- ・本システムを構成するOS、ミドルウェア、ハードウェア等に脆弱性が検出された場合は、速やかに実行委員会に対して対応方法を含めた報告をするとともに、実行委員会が承認した対策を講じること。

(3) 次年度以降の特設ホームページの運用

- ・令和9年度以降のホームページの運用・保守およびコンテンツ更新(新規ページ作成、ページ内容の追加・変更、削除等)に関しては、本業務とは別に協議するものとする。
- ・前述の(2)「特設ホームページの運用」および下記の特設ホームページ公開終了時に行う作業のとおりとした場合の、令和9年度におけるサイトの運用保守にかかる年間費用を算出して提出すること。
- ・特設ホームページの公開終了時は次に挙げる作業を行うこと。
 - (ア) ホームページの公開期間は令和9年度末(予定)までとする。また、公開終了に際しては、事前にホームページ上で公開終了日時、運用廃止後は当該ドメインを使って情報発信を行わない旨のお知らせ、情報の引継ぎ先(県のHP等)、ドメイン廃止後に当該ドメインが第三者に再取得される可能性がある旨のお知らせをトップページ等に掲載すること。
 - (イ) 公開終了後も実行委員会が指定する期間、当該ドメインの利用を継続し、悪用されない対策を講じること。
 - (ウ) ホームページの公開終了時には、ホームページに使用した全てのデータ(画像・文章等)を電子媒体で整理して納品すること。なお、これらのデータは、契約終了後、実行委員会が二次利用(県のHPへの移行等)を行う可能性がある。

②成果品

納入前に最新のウイルス対策ソフトを用いてウイルスチェックを行うこと。

(ア) 特設ホームページ

- ・ホームページ公開データ一式
- ・設計書一式
- ・ウェブアクセシビリティ検証結果報告書一式
- ・ウェブアプリケーション脆弱性診断結果報告書一式
- ・運用マニュアル
- ・その他、本業務で生じた資料のうち実行委員会が指示する資料一式

(イ) 実績報告書

- ・実績報告書（電子データおよび紙媒体）

※すべてのデザイン制作物については、編集可能な元データ（A I、P S D等）および汎用画像データ（P D F、P N G等）を納品すること。

③納品場所・期限

（ア）納品場所

第11回「山の日」全国大会実行委員会事務局
〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号 東館3階
香川県環境森林部森林・林業政策課内

（イ）特設ホームページの開設時期

令和9年2月上旬

※ただし、受託者の責によらない事由がある場合は、実行委員会と受託者の協議の上、開設日を調整するものとする。

（ウ）実績報告書

業務完了日まで

（エ）その他の成果物については、実行委員会と協議の上、納期を決定する。

④著作権の取り扱いについて

制作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、実行委員会および実行委員会の指定する者（以下、「実行委員会等」という。）に譲渡されるものとし、実行委員会等は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。なお、他人に著作権のあるものを使用する場合は、著作権者の承諾を得て、実行委員会等が必要とする範囲で当該著作物の利用許諾を受けるものとし、その経費は受託者が負担するものとする。なお、第三者からの異議申し立てや紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

なお、組織改正等による変更があった場合には、著作権は変更後の組織に、組織の解散があった場合には、香川県に帰属する。

⑤その他

（ア）業務の進捗管理

- ・本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、実施する業務の詳細について実行委員会と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までに実行委員会へ提出すること。
- ・受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を実行委員会に連絡し、その指示に従うこと。

（イ）業務の履行に関する措置

本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項および不明な点が生じたときは、その都度速やかに実行委員会と協議を行い、事前に実行委員会の了解を得た上で、契約額の範囲内で誠実に業務を遂行すること。

(ウ) 納品データの安全管理

納品データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、実行委員会又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復およびその他賠償等について対応すること。

5-3 大会PR動画作成業務

令和9年8月に開催する全国大会に向けてPR動画を作成し、香川県の山を含む豊かな自然を発信することで、全国大会のPRを図る。

①動画の条件等

(1) 動画制作数

全国大会のプロモーション動画を以下のとおり制作する。

(ア) 30秒～1分程度の動画：3本程度

下記ごとに各1本の動画を制作すること。

- ・讃岐七富士のPR動画
- ・香川県内の瀬戸内海国立公園区域内の山のPR動画
- ・香川県内の山や里海、観光、うどん、アートのPR動画

(イ) 3～5分程度の動画：1本程度

上記(ア)で示した項目のPR動画

※(ア)の動画素材を利用して再編集したものでも可とする。

(2) ロケ地等

- ・(1) 動画制作数(ア)の動画のロケ地は、各3～4か所程度とし、実行委員会と協議のうえ決定すること。ただし、次のロケ地は必須とする。

(ア) 飯野山（讃岐七富士のPR動画）

(イ) 屋島（香川県内の瀬戸内海国立公園区域内の山のPR動画）

(ウ) 栗林公園（香川県内の山や里海、観光、うどん、アートのPR動画）

- ・讃岐七富士のPRでは円錐形の山（ビュート）の説明、屋島のPRでは平らな台形型の山（メサ）の説明を入れること。
- ・実行委員会は以下の動画を素材として提供し、不足分については受託者が所有、調達又は撮影する映像を活用すること。

(ア) VISIT KAGAWA

(URL:<https://www.youtube.com/watch?v=xteRIP63CZ0>)

(イ) SETONAIKAI National Park】

(URL:<https://www.youtube.com/watch?v=Lvlwy-cofzw>)

(ウ) SATOUMI

(URL:https://www.youtube.com/watch?v=nkwC6I4pyKs&list=RDnkwC6I4pyKs&start_radio=1)

- ・実行委員会が提供する映像素材の著作権は、素材提供者である香川県に帰属するものとする。
- ・受託者は、提供素材を本件制作業務の目的以外に使用してはならない。
- ・(1)(ア)の動画については、インスタグラム等のSNSでの公開を想定し制作すること。
- ・(1)(イ)の動画については、HPでの公開(YouTube埋込表示)および全国大会の行事(レセプションや式典)での上映を想定し制作すること。
- ・特に山の映像については、ドローン空撮を駆使するなどし、豊かな自然を表現できる映像とすること。(必要に応じて山頂への登山もあり得る)
- ・映像解像度は可能な限り4Kとすること。
- ・視聴者を引き付けるサムネイルにすること。
- ・必要に応じて山や施設の名称等のテロップを挿入すること。
- ・BGMなどの音楽は、著作権フリーの音源を使用すること。
- ・動画内に、大会テーマおよびロゴマークの表示を入れること。
※大会テーマおよびロゴマークは令和8年12月ごろに決定予定。
- ・映像に人物が登場する場合は、受託者の責任において、登場人物に出演の許諾を得ること。

②委託業務の内容

- ・動画の構成、台本作成、演出、出演者交渉・調整、素材作成、映像取材、撮影、編集、収録、著作権の処理等、動画制作にかかる業務を行うこと。
- ・台本作成の段階で実行委員会にチェックを行うこと。
- ・仮編集の段階で実行委員会にプレビュー(映像によるチェック)を行うこと。
- ・映像に人物が登場する場合は、出演者等について実行委員会との協議のうえ決定すること。
- ・本件成果物に関する著作権は、受託者又は第三者に従前から帰属していた著作物の著作権を除き、引渡しの際に、受託者から実行委員会等に移転する。なお、当該移転の対価は、委託料に含まれる。実行委員会等は、上記の規定により受託者又は第三者に著作権が留保された著作物につき、業務および業務の目的に沿った事業(この契約終了後の事業を含む。)の実施に必要な範囲において、無償で利用、複製、翻訳および改変することができるものとする。本件成果物に第三者に帰属する著作物の著作権が含まれている場合には、受託者は、あらかじめ当該第三者との間で実行委員会等および受託者に対して第三者の所有する著作物の利用、複製、翻訳および改変を許諾する旨を書面で確認するものとする。上記の利用、複製、翻訳および改変については、実行委員会等が必要と判断する限りにおいて、この契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、この契約終了

後も継続するものとする。

- ・受託者は、実行委員会等に対し、本件成果物に関する著作権人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。第三者に本件成果物の著作権が帰属する場合には、受託者は、その者との間であらかじめ、実行委員会等に対し、著作権人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。上記の著作権人格権の不行使については、実行委員会等が必要と判断する限りにおいて、この契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、この契約終了後も継続するものとする。
- ・受託者は、実行委員会等に対し、本件成果物の引渡しまでに、上記の第三者の所有する著作物の利用、複製、翻訳および改変を許諾する旨の書面および上記の第三者に本件成果物の著作権が帰属する場合に実行委員会等に対し、著作権人格権を一切行使しない旨の契約書の写しを提出しなければならない。
- ・上記の規定により、実行委員会等が受託者又は第三者から許諾を受ける著作物の利用許諾等に要する経費は委託料に含まれる。
- ・本件成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じた場合は、受託者は、実行委員会等に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。上記の場合において、受託者は、受託者の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が実行委員会等の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。
- ・成果物は、Windows Media Player 等の一般的なソフトウェアで再生可能なデータ形式（MP4等）とすること。

③納品場所・期限

（ア）納品場所

第11回「山の日」全国大会実行委員会事務局
〒760-8570
香川県高松市番町四丁目1番10号 東館3階
香川県環境森林部森林・林業政策課内

（イ）期限

令和9年2月1日（月）

5-4 広報活動に関する業務（令和8年度実施分）

次に示す広報物品を作成し、実行委員会が指定する日（令和9年2月中を想定）までに納品すること。なお、デザインはそれぞれ実行委員会と調整のうえ作成すること。

①チラシ（A4サイズ、両面フルカラー）

- ・大会の普及啓発に効果的な広報宣伝物を企画、制作し配布するものとする。なお、令和9年度に、記念式典や歓迎フェスティバルの内容を盛り込んだチラシを作成する必要があるため、制作部数は必要最小限とし、実行委員会事務局と協議のうえ作成すること。

- ・用紙はマットコート紙 90 kg とすること。
- ・校正は 2 回を想定すること。

②ポスター（A 1 および A 2 サイズ、片面フルカラー）

- ・大会の普及啓発に効果的な広報宣伝物を企画、制作し配布するものとする。なお、令和 9 年度に、記念式典や歓迎フェスティバルの内容を盛り込んだポスターを作成する必要があるため、制作部数は必要最小限とし、実行委員会事務局と協議のうえ作成すること。
- ・用紙はマットコート紙 120 kg とすること。
- ・校正は 2 回を想定すること

③ノベルティ（広報グッズ・記念品）の制作

- ・PR グッズはのぼりや横断幕、アクリルスタンド、缶バッジ等を想定し、記念イベント、トレイルウォーク（記念登山）、関連イベント、キックオフイベント等にて掲示・配布が可能なものとする。

6 業務実施体制について

委託業務に従事する統括責任者 1 名、実務担当者 2 名以上を配置し、委託業務に係る統制およびその他事務について、円滑に実施できる体制を整えること。

統括責任者は、同種・同規模の催事において、計画案策定業務の実績を有する者であること。なお、統括責任者と実務担当者の兼務は妨げないものとする。

7 実行委員会への報告等

（1）着手時報告

- ・契約締結後速やかに、事業計画書（実施内容、スケジュール等を記載）、実施体制および契約金額に係る積算内訳書を実行委員会に提出すること。
- ・また、実行委員会の承諾を得た上で業務を実施すること。

（2）進捗状況等報告

- ・原則契約締結後、週 1 回程度実行委員会と打ち合わせを行い、随時進捗状況を報告すること。

（3）完了時報告

- ・令和 9 年 3 月 31 日までに以下の書類等を実行委員会に提出し、検査を受けること。

①委託業務完了届

②成果物

- ・実施計画案 A 4 版縦 左とじ 50 部
- ・実施計画案（概要版） A 3 版横 1 ～ 2 ページ程度 50 部（カラー、横書き）
- ・実施計画案に基づく大会の実施・運営に係る見積書 1 部
- ・実績報告書（A 4 版、カラー印刷） 1 部
- ・上記各成果物の電子データおよび各広報物品のデザインデータ（pdf および ai

データ)を格納したCD又はDVD 1枚

8 関係書類等の整備

委託業務実施に関する会計関係帳簿等を整備し、業務終了後5年間は保存すること。

9 支払条件

実行委員会が検査を行った後、委託業務に係る経費を支払うものとする。

10 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 著作権等に関すること(※本業務委託の全体的な事項を示すものであり、大会公式ホームページ作成業務および大会PR動画作成業務についてはそれぞれの業務内容を確認すること)

本業務の実施に当たっては、著作権、肖像権、意匠権、特許権、商標権その他の知的財産権について必要な調査および権利処理を行い、第三者の権利を侵害しないようにすること。

- (ア) 本業務において使用する素材は、著作権、肖像権、意匠権、特許権、商標権その他の知的財産権について、必要な許諾その他の権利処理が完了したものとする。

- (イ) 本業務により新たに作成された成果物に係る全ての著作権は、成果物の引渡しと同時に、実行委員会等に譲渡するものとする。また、成果物に関して商標権その他の産業財産権を取得する権利が生じた場合は、当該権利を取得する権利も実行委員会等に譲渡するものとする。ただし、本業務の開始前から受託者又は第三者が有していた著作権その他の知的財産権は、この限りではない。この場合、受託者は、実行委員会等が成果物を利用するために必要な範囲で、当該権利について無償かつ期間の定めなく利用できる権利を確保するものとする。

- (ウ) 受託者は、成果物について著作者人格権を有する場合、実行委員会等に対してこれを行使しないものとする。実行委員会等は、成果物について、必要に応じて再編集、改変、翻案その他の利用を行うことができるものとし、その場合は、あらかじめ受託者に通知するものとする。

- (エ) 本項の規定は、受託者が本業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合にも適用する。受託者は、再委託先との間で、本項に定める権利処理および権利の譲渡・不行使等に必要な契約その他の手続を行うものとする。また、第三者の権利に関する手続、許諾の取得、使用料その他の費用およびこれらに関して生じる責任は、受託者が負担するものとする。

- (オ) 本項に定めのない事項又は本項の解釈について疑義が生じた場合は、実行委員会等と受託者が協議の上、決定するものとする。

- (2) 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施に当たり、適用を受ける法令、条例、規則、規定、基準、指針その他の関係事項を遵守し、遺漏のないようにすること。

本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続き等は、原則として受託者が代行して行うこと。なお、各許認可手続きに必要な手数料等の経費については、委託料に含むものとする。

(3) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は主体的な部分（総合的な企画、判断および業務遂行の管理をいう。）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

受託者は、本業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面を実行委員会に提出し、実行委員会の書面による承認を得なければならない。

(ア) 再委託の必要性

(イ) 再委託先の商号又は名称および住所

(ウ) 再委託する業務の範囲

(エ) 再委託に係る契約金額

受託者は、実行委員会の承認を得た範囲に限り、第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

再委託を行う場合であっても、受託者は、再委託した業務に関する承認を得た第三者の行為について、実行委員会に対して一切の責任を負うものとする。また、受託者は、承認を得た第三者に対し、本仕様書および契約に基づき受託者が負う義務を遵守させるものとする。

(4) 個人情報保護の取扱い

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失およびき損の防止、その他個人情報の保護に必要な措置を講じること。

(5) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務履行のため以外の目的により不正に使用してはならない。万一、受託者の責に帰す情報漏洩が発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。契約期間が終了した後であっても同様とする。

(6) 立入検査等

実行委員会は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行うことができる。

11 業務の継続が困難となった場合の措置について

実行委員会と受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、実行委員会は契約の取消しができる。そのために、実行委員会に損害が生じた場合は、受託

者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、実行委員会および受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

12 留意事項

- (1) 委託業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、企画提案書で提案した事項についても実施すること。
- (2) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (3) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは、本仕様書に記載のない細部事項については、実行委員会と協議してその指示に従うこと。
- (4) 策定した計画等に基づく大会の運営・実施については、受託者とは別の者に委託する場合があるので、当該受託者へ大会ホームページシステムを含むデータやその使用方法等を引き継ぐこととし、当該受託者と連携を図ること。
- (5) 本プロポーザルは受託者の選定を行うものであり、業務内容は実行委員会と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- (6) 本業務の目的達成のため、実行委員会の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

13 その他

- (1) 本業務の実施は、実行委員会の担当者と密接な協議を行うなど、相互の信頼関係を維持して進めること。なお、協議および打合せを行った場合は、その内容および連絡事項の適切な記録を作成し、相互に確認すること。
- (2) 成果物に関する権利は、受託者の固有の知識および技術を除き、すべて実行委員会等に帰属する。なお、組織改正などによる変更があった場合には、改正後の組織に帰属する。
- (3) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

「山の日」全国大会ホームページ サイトマップ案

